

広労発基 0817 第 3 号
令和 8 年 8 月 17 日

広島地方最低賃金審議会
会長 岡田 行正 殿

広島労働局長
宮原 真太郎

広島県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

標記について、下記の特定最低賃金に関し、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

- 1 広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛铸铁製造業、その他の鉄鋼業最低賃金（平成 20 年広島労働局最低賃金公示第 2 号）
- 2 広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金（平成 20 年広島労働局最低賃金公示第 3 号）
- 3 広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成 20 年広島労働局最低賃金公示第 4 号）
- 4 広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年広島労働局最低賃金公示第 5 号）
- 5 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成 20 年広島労働局最低賃金公示第 6 号）
- 6 広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金（平成 20 年広島労働局最低賃金公示第 7 号）
- 7 広島県各種商品小売業最低賃金（平成 20 年広島労働局最低賃金公示第 8 号）
- 8 広島県自動車小売業最低賃金（平成 20 年広島労働局最低賃金公示第 9 号）

広労発基 0817 第 4 号
令和 8 年 8 月 17 日

広島地方最低賃金審議会
会長 岡田 行正 殿

広島労働局長
宮原 真太郎

広島県特定最低賃金の決定の必要性の有無について（諮問）

標記について、下記の特定最低賃金に関し、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

広島県各種商品、各種食料品小売業最低賃金